

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 365 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 362 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 44 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 37 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

私の母は、国民年金の保険料は40年間納付することを知っていたので、私が学生であった20歳になったところに区役所に出向いて職員に話を聞いたところ、当時、学生は任意加入であるとのことであったが、加入しなかった場合には受け取る年金が満額にならないと言われたため、納付できるのであれば、親として責任があると思って、加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたと聞いているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は21か月と比較的短期間であり、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母は、36年以上の長期にわたる国民年金加入期間において、すべての保険料を納付している上、任意加入制度も利用していることから、年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったものとみられる。

また、申立人の母は、申立人の国民年金加入手続時に区役所職員から、学生は任意加入であるが、国民年金の老齢給付は40年間保険料を納付しなければ満額での受給ができないことを聞き、制度上は学生が任意加入であることを知った上で、親の責任として、あえて申立人の国民年金任意加入の手続を行ったとしており、この加入の動機及び記憶は明確かつ具体的であるほか、この加入手続時において区役所職員との間で行われたと記憶しているとする会話は、制度上、学生が強制加入となった平成3年4月以前に行われたものとみても不自然ではない。

さらに、申立人の母は、自身が申立期間の保険料を納付した後については、住所地の変更に伴い、申立人に保険料の納付を行わせていたと主張しているが、

オンライン記録によると、申立人の住所地の変更は平成3年7月ごろに行われたこととされており、このオンライン記録の住所地の変更時期は申立人の母の主張ともおおむね一致する。

加えて、申立人の母は、申立期間の最初の保険料は月額8,000円ぐらいであったとしているが、これは申立期間の始期である平成元年度の保険料額とも一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和50年5月に会社を退職し、健康保険が無いと困るので同年6月にA市B区役所へ出向き、健康保険の手続と同時に国民年金に加入した。その後、同年12月に同市C区へ転居し、自宅で妻と一緒に自営業を始めた。加入後の保険料は集金人に妻か私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。集金人が来た時に保険料を納付することができず、1年間分まとめて納付したことや、納付書が送付されてきて、銀行か社会保険事務所（当時）で納付したことも何回かあったと記憶している。申立期間について、妻が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、申立人の妻も申立期間を含む国民年金加入期間（20歳から60歳到達時まで）において未納は無いことから、夫婦共に保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時の保険料は、集金人に納付したとしており、A市では、昭和53年度までの保険料徴収は、集金人（国民年金推進員）による規則検認方式を採っていたことから、申立人の主張と一致する。

さらに、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和50年6月1日として52年4月27日に払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられ、この記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

加えて、申立人は、自分か妻が店で集金人に保険料を納付していたが、集金人が来た時に保険料を納付することができず、1年間分まとめて納付したことや、納付書が送付されてきて銀行又は社会保険事務所で納付したこともあったとしており、夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は昭和50年6月から51年3月までの保険料を、妻は昭和50年度の保険料をそれぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられず、申立期間の保険料も、前述のとおり、現年度納付が可能であったことから、納付意識の高かった夫婦のいずれかが集金人（国民年金推進員）にまとめて納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月

私は、昭和45年9月に会社を退職し、A町に住所を変更し、その手続のために町役場へ行った際、国民年金の加入手続も行った。その後、同町役場の窓口や納付書で保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の国民年金の資格取得日は昭和45年10月1日とされているが、申立人が所持する国民年金手帳には、資格取得日を同年9月30日から同年10月1日に訂正した記載がある。A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においては、申立人の資格取得日が同年9月30日と記載されたままであることから、少なくとも、申立人が同町から転出した47年5月までは、申立人は申立期間について国民年金被保険者であったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和46年11月ごろに行われたものと推認される。上記のとおり、申立人は当初、45年9月にさかのぼって国民年金の資格を取得していたことから、加入手続の時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立期間直後の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料は納付済みと記録されており、これは、加入手続後に過年度納付したものとみられる。このため、申立人が加入手続の時点で過年度納付が可能であった期間のうち、申立期間直後の6か月の保険料のみを納付し、申立期間の1か月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和45年9月26日とされていることから、申立人の国民年金の資格取得日を同年9月30日から同年10月1日に訂正したことについては事由が無く、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月20日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月20日から同年8月上旬まで

私は、B社の取引先であったA社から誘いを受け、同社C支店長のD担当として勤務しており、昭和39年3月下旬から43年8月上旬までは同社に籍があったはずだ。同年*月に父が亡くなっており、退職月には健康保険証を返納した覚えがあるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、昭和39年3月下旬から43年8月上旬まで、同社C支店長のD担当として勤務していたとしているが、オンライン記録では、同年3月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、雇用保険の記録により、申立人は、昭和39年3月26日に被保険者資格を取得し、43年7月20日に離職していることが認められる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失に係る届出が、喪失日（昭和43年3月20日）から半年後の同年9月16日になされているが、同日に届出がなされている複数の同僚は、いずれも被保険者資格の喪失後、長い場合でも約1か月以内に資格喪失に係る届出がなされていることから、申立人についても、資格喪失の届出がなされた日付よりも1ないし2か月前の雇用保険の離職日において

退職したものと考えるのが自然である。

さらに、複数の同僚は、「申立人は、A社C支店長の唯一のD担当として、継続して勤務しており、途中で勤務内容や形態が変化したことはない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月20日から同年7月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年2月の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料が現存せず不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和43年7月21日から同年8月上旬までの期間について、申立人の雇用保険の記録は確認できない。

また、A社を承継するE社は、「申立期間の人事に関する資料が無く、また、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日を何日として届け出たのか、給与から保険料控除をしていたかどうかなどについて、当時の記録が残っていないため、不明である。」としており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

さらに、当該期間にA社の厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚は、申立人が同社に勤務していたことは覚えているものの、勤務期間については記憶が無く、周辺事情を調査できない。

このほか、申立人が当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、平成17年1月から同年3月までの期間は44万円、同年4月及び同年5月は47万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月は53万円、同年9月は56万円、同年10月及び同年11月は53万円、同年12月は59万円、18年1月から同年3月までの期間は44万円、同年4月は59万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は50万円、同年8月は44万円、同年9月及び同年10月は50万円、同年11月は47万円、同年12月は53万円、19年2月は59万円、同年3月は50万円、同年4月は47万円、同年6月は50万円、同年7月は53万円、同年8月及び同年9月は47万円、同年12月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月から19年12月まで
申立期間の標準報酬月額は、当時、私が受け取っていた給与額よりも低いので、給与額に見合う標準報酬月額に被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成17年1月から18年12月までの期間、19年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間及び同年12月については、申立人から提出された給料支払明細書(18年1月を除く。)及び給与明細一覧(以下、「給与明細書」という。)により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成18年1月については、申立人は、給与明細書を所持していないものの、申立人から提出された預金通帳により確認できる給与振込額は、給与明細書で厚生年金保険料の控除が確認できる前後の月の給与

振込額とおおむね一致していることから、申立人は当該期間においても、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書及び預金通帳において確認できる保険料控除額等から、平成17年1月から同年3月までの期間は44万円、同年4月及び同年5月は47万円、同年6月は41万円、同年7月は44万円、同年8月は53万円、同年9月は56万円、同年10月及び同年11月は53万円、同年12月は59万円、18年1月から同年3月までの期間は44万円、同年4月は59万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は50万円、同年8月は44万円、同年9月及び同年10月は50万円、同年11月は47万円、同年12月は53万円、19年2月は59万円、同年3月は50万円、同年4月は47万円、同年6月は50万円、同年7月は53万円、同年8月及び同年9月は47万円、同年12月は50万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年1月、同年5月、同年10月及び同年11月については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を超えていないことから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月31日から同年2月1日まで

私は平成17年1月31日にA社を退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同日付けで同社から提出されていた。厚生年金保険料は給料から控除されており、同社も誤りを認めているので、資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の在職証明書及び平成17年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(写)により、申立人が平成17年1月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成16年12月の申立人に係るA社の平成17年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(写)の報酬額の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主が退職日を資格喪失日として誤って届け出たことを認めていることから、事業主が平成17年1月31日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日は、昭和33年4月1日及び36年9月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和33年4月から34年7月までは5,000円、同年8月から36年8月までは8,000円とすることが妥当である。

しかし、申立人は、上記の期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和33年2月28日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月28日から36年9月1日まで

私は、昭和32年3月1日から36年8月31日までA社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

社会保険事務所(当時)からは、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、私と同姓で私の名前のBではなく、Cの被保険者記録(昭和33年4月1日から36年9月30日まで)があり、当該被保険者期間については、脱退手当金が支給済みとされていると説明を受けた。

しかし、私は、名前を変えたことはなく、脱退手当金を受給した記憶も無いので、そのようなことは知らない。

申立期間には、間違いなくA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当時の姓と同姓で名前が異なり、生年月日が約半月違いの厚生年金保険被保険者記録(昭和33年4月1日資格取得、36年9月30日資格喪失。)が確認できる上、当

該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合の記録であることが確認できる。

また、A社における当時の社会保険事務責任者(役員)は、「申立人が自らの事情で、昭和33年3月は会社を休み、同年4月に会社に復帰した際、申立人から名前を変更してほしいと要望され、申立人の名前を同姓のCとして社会保険事務所に届け出た。」と証言している。

さらに、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」によれば、申立人と同姓のCは、昭和33年4月1日に資格を取得し、36年9月30日に資格を喪失していることが確認できる上、当該決定通知書によると、Cに係る被保険者の氏名欄には、「B改名分」と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和33年4月1日、資格喪失日は36年9月30日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和33年4月から34年7月までは5,000円、同年8月から36年8月までは8,000円とすることが妥当である。

- 2 A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、Cの記載欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年1月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和33年2月28日から同年4月1日までの期間については、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のほかに、申立人が当該期間に同社で勤務していたことを確認できる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①のうち平成18年5月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人のA社における資格喪失日は平成19年4月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正するとともに、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を、平成18年6月から同年8月までは19万円、同年9月から19年3月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から同年6月1日まで
② 平成18年6月1日から19年4月1日まで

私は、A社で事務及び営業アシスタントの仕事をしていた。申立期間①については、給料支払明細書によれば、オンライン記録にある標準報酬月額を上回る厚生年金保険料額が控除されているので、被保険者記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、事業主に厚生年金保険料を控除されていた

ことを示す給料支払明細書もあるので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成18年5月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書により、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年4月については、申立人は、「4月分（入社月）の給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかったかもしれない。」と述べているほか、事業主により給与から当該期間の申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録では、申立人は、平成18年6月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書及び事業主の回答により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票によると、A社は、平成19年3月6日付けで、事業実態が無いとして18年6月1日まで遡^{そきゅう}及して認定全喪の処理が行われているが、商業登記簿により、同社は、当該期間において法人格を有していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、遡^{そきゅう}及して適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成18年6月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、給料支払明細書及び事業主の回答により、勤務実態の認められる19年

3月31日の翌日の同年4月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録の平成19年3月6日に遡^{そきゅう}及して全喪される前の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人から提出された給料支払明細書によれば、申立人は、平成18年6月から同年8月までは19万円、同年9月から19年3月までは18万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書により、事業主が遡^{そきゅう}及全喪前のオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が30万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から10年11月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、給料が変動していないのに標準報酬月額が大きく下がっている。当時の給与支払明細書等の一部を保管しており、保険料控除額も確認することができるので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年11月から9年2月までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初は30万円と記録されていたところ、同年3月17日付けで、8年11月1日にさかのぼって15万円に引き下げられ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（10年12月31日）まで継続していることが確認できる。

また、A社における同僚6人についても、申立人と同じく、平成9年3月17日付けで、8年11月1日にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は当該期間において、標準報酬月額30万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、滞納処分票により、平成9年3月当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

したがって、平成9年3月17日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実在即し

たものとは考え難く、申立人について8年11月1日にさかのぼって標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

申立期間のうち、平成9年3月から同年9月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、同年3月17日付けの遡^{そきゅう}及訂正により、引き続き減額訂正後の15万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は当該期間において、標準報酬月額30万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の給与支払明細書で確認できる保険料控除額が遡^{そきゅう}及訂正前と同額で変化が見られないこと、及び当該期間に標準報酬月額を変動させなければならなかった合理的な事情が認められないことから、上記の遡^{そきゅう}及訂正処理日（平成9年3月17日）以降の当該期間の標準報酬月額についても、有効な記録訂正と認められない同日の減額処理に連動した処理の結果であると考えることが相当であることから、申立人の給与の実態に即した記録であるとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年11月から9年9月までの期間については、申立人の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年10月から10年11月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人の当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額になることが確認できる。しかし、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和38年3月25日にA社に入社し、46年8月に退職するまで継続して勤務していた。入社後間もなく同社B支店から同社本社に転勤したが、その際の記録が2か月間抜けているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の厚生年金保険被保険者記録及び申立期間当時の事務担当者の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38年3月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 2659～3004（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

私は、申立期間当時、A社B支店に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与明細票から、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）において、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 346 件（別添一覧表参照）

| 番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額 | |
|------|----|--------|----|--------|----|----------------------------|-------------|
| | | | | | | 平成15年12月12日 | 平成16年7月9日 |
| | | | | | | 標準賞与額 | 標準賞与額 |
| 2659 | | | 男 | 昭和24年生 | | 43万 8,000円 | 53万 9,000円 |
| 2660 | | | 女 | 昭和43年生 | | 11万 円 | 9万 4,000円 |
| 2661 | | | 男 | 昭和25年生 | | 49万 1,000円 | 58万 6,000円 |
| 2662 | | | 男 | 昭和38年生 | | 63万 5,000円 | 62万 7,000円 |
| 2663 | | | 女 | 昭和45年生 | | 30万 円 | 38万 2,000円 |
| 2664 | | | 男 | 昭和40年生 | | 62万 5,000円 | 59万 6,000円 |
| 2665 | | | 男 | 昭和35年生 | | 65万 5,000円 | 62万 4,000円 |
| 2666 | | | 男 | 昭和28年生 | | 61万 4,000円 | 62万 5,000円 |
| 2667 | | | 男 | 昭和33年生 | | 60万 5,000円 | 63万 1,000円 |
| 2668 | | | 男 | 昭和45年生 | | 60万 7,000円 | 78万 6,000円 |
| 2669 | | | 男 | 昭和28年生 | | 58万 1,000円 | 53万 7,000円 |
| 2670 | | | 男 | 昭和21年生 | | 61万 4,000円 | 63万 8,000円 |
| 2671 | | | 男 | 昭和29年生 | | 55万 1,000円 | 56万 1,000円 |
| 2672 | | | 男 | 昭和36年生 | | 71万 3,000円 | 68万 7,000円 |
| 2673 | | | 男 | 昭和22年生 | | 81万 9,000円 | 101万 4,000円 |
| 2674 | | | 男 | 昭和39年生 | | 65万 円 | 54万 3,000円 |
| 2675 | | | 女 | 昭和46年生 | | 45万 8,000円 | 49万 円 |
| 2676 | | | 男 | 昭和28年生 | | 61万 3,000円 | 74万 6,000円 |
| 2677 | | | 男 | 昭和30年生 | | 64万 6,000円 | 72万 8,000円 |
| 2678 | | | 男 | 昭和39年生 | | 92万 2,000円 | 81万 円 |
| 2679 | | | 男 | 昭和27年生 | | 59万 7,000円 | 62万 4,000円 |
| 2680 | | | 男 | 昭和27年生 | | 69万 2,000円 | 57万 3,000円 |
| 2681 | | | 男 | 昭和24年生 | | 73万 6,000円 | 75万 9,000円 |
| 2682 | | | 男 | 昭和36年生 | | 70万 5,000円 | 95万 4,000円 |
| 2683 | | | 男 | 昭和27年生 | | 58万 1,000円 | 66万 8,000円 |
| 2684 | | | 男 | 昭和55年生 | | 35万 5,000円 | 34万 円 |
| 2685 | | | 男 | 昭和39年生 | | 86万 4,000円 | 83万 2,000円 |
| 2686 | | | 男 | 昭和41年生 | | 60万 4,000円 | 63万 5,000円 |
| 2687 | | | 男 | 昭和49年生 | | 45万 4,000円 | 49万 4,000円 |
| 2688 | | | 男 | 昭和26年生 | | 53万 6,000円 | 63万 7,000円 |
| 2689 | | | 男 | 昭和36年生 | | 71万 7,000円 | 94万 7,000円 |
| 2690 | | | 男 | 昭和48年生 | | 44万 5,000円 | 65万 7,000円 |
| 2691 | | | 女 | 昭和46年生 | | 34万 8,000円 | 43万 9,000円 |
| 2692 | | | 男 | 昭和35年生 | | 52万 円 | 61万 3,000円 |
| 2693 | | | 男 | 昭和26年生 | | 61万 5,000円 | 56万 3,000円 |
| 2694 | | | 男 | 昭和39年生 | | 73万 6,000円 | 86万 1,000円 |
| 2695 | | | 男 | 昭和54年生 | | 38万 1,000円 | 45万 3,000円 |
| 2696 | | | 男 | 昭和31年生 | | 69万 2,000円 | 57万 3,000円 |
| 2697 | | | 男 | 昭和43年生 | | 56万 4,000円 | 47万 8,000円 |
| 2698 | | | 男 | 昭和37年生 | | 54万 2,000円 | 57万 6,000円 |
| 2699 | | | 男 | 昭和46年生 | | 46万 4,000円 | 44万 5,000円 |
| 2700 | | | 男 | 昭和34年生 | | 68万 2,000円 | 76万 7,000円 |
| 2701 | | | 男 | 昭和51年生 | | 48万 8,000円 | 65万 7,000円 |
| 2702 | | | 男 | 昭和37年生 | | 50万 8,000円 | 52万 8,000円 |
| 2703 | | | 男 | 昭和49年生 | | 47万 4,000円 | 50万 1,000円 |
| 2704 | | | 男 | 昭和40年生 | | 54万 円 | 62万 9,000円 |
| 2705 | | | 男 | 昭和46年生 | | 47万 1,000円 | 50万 8,000円 |
| 2706 | | | 男 | 昭和50年生 | | 35万 8,000円 | 48万 4,000円 |
| 2707 | | | 男 | 昭和24年生 | | 50万 8,000円 | 53万 7,000円 |

| 番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額 | |
|------|----|--------|----|--------|----|----------------------------|-------------|
| | | | | | | 平成15年12月12日 | 平成16年7月9日 |
| | | | | | | 標準賞与額 | 標準賞与額 |
| 2708 | | | 男 | 昭和32年生 | | 56万 5,000円 | 63万 7,000円 |
| 2709 | | | 男 | 昭和48年生 | | 36万 1,000円 | 44万 7,000円 |
| 2710 | | | 男 | 昭和21年生 | | 50万 8,000円 | 53万 7,000円 |
| 2711 | | | 男 | 昭和44年生 | | 76万 7,000円 | 80万 7,000円 |
| 2712 | | | 男 | 昭和37年生 | | 51万 6,000円 | 48万 4,000円 |
| 2713 | | | 男 | 昭和32年生 | | 49万 7,000円 | 52万 5,000円 |
| 2714 | | | 男 | 昭和37年生 | | 58万 2,000円 | 62万 7,000円 |
| 2715 | | | 男 | 昭和48年生 | | 38万 7,000円 | 52万 円 |
| 2716 | | | 男 | 昭和45年生 | | 33万 4,000円 | 42万 1,000円 |
| 2717 | | | 男 | 昭和40年生 | | 51万 6,000円 | 54万 9,000円 |
| 2718 | | | 男 | 昭和34年生 | | 60万 7,000円 | 63万 円 |
| 2719 | | | 男 | 昭和45年生 | | 56万 1,000円 | 83万 4,000円 |
| 2720 | | | 男 | 昭和24年生 | | 50万 8,000円 | 66万 8,000円 |
| 2721 | | | 男 | 昭和37年生 | | 47万 4,000円 | 57万 3,000円 |
| 2722 | | | 男 | 昭和25年生 | | 52万 2,000円 | 62万 4,000円 |
| 2723 | | | 男 | 昭和49年生 | | 31万 9,000円 | 40万 3,000円 |
| 2724 | | | 男 | 昭和45年生 | | 52万 9,000円 | 55万 6,000円 |
| 2725 | | | 男 | 昭和27年生 | | 65万 1,000円 | 66万 9,000円 |
| 2726 | | | 男 | 昭和45年生 | | 46万 5,000円 | 65万 7,000円 |
| 2727 | | | 男 | 昭和25年生 | | 93万 6,000円 | 86万 6,000円 |
| 2728 | | | 男 | 昭和45年生 | | 58万 2,000円 | 74万 6,000円 |
| 2729 | | | 男 | 昭和24年生 | | 69万 7,000円 | 61万 円 |
| 2730 | | | 男 | 昭和26年生 | | 73万 7,000円 | 63万 8,000円 |
| 2731 | | | 男 | 昭和26年生 | | 48万 4,000円 | 71万 3,000円 |
| 2732 | | | 男 | 昭和27年生 | | 63万 9,000円 | 69万 8,000円 |
| 2733 | | | 男 | 昭和44年生 | | 35万 8,000円 | 51万 2,000円 |
| 2734 | | | 男 | 昭和37年生 | | 100万 1,000円 | 105万 1,000円 |
| 2735 | | | 男 | 昭和39年生 | | 60万 4,000円 | 47万 8,000円 |
| 2736 | | | 男 | 昭和28年生 | | 61万 3,000円 | 63万 7,000円 |
| 2737 | | | 男 | 昭和47年生 | | 46万 5,000円 | 44万 8,000円 |
| 2738 | | | 男 | 昭和24年生 | | 87万 2,000円 | 100万 2,000円 |
| 2739 | | | 男 | 昭和48年生 | | 41万 8,000円 | 44万 2,000円 |
| 2740 | | | 男 | 昭和35年生 | | 63万 3,000円 | 78万 3,000円 |
| 2741 | | | 男 | 昭和26年生 | | 46万 円 | 56万 1,000円 |
| 2742 | | | 男 | 昭和31年生 | | 111万 7,000円 | 128万 5,000円 |
| 2743 | | | 男 | 昭和32年生 | | 78万 2,000円 | 81万 7,000円 |
| 2744 | | | 男 | 昭和41年生 | | 59万 3,000円 | 61万 6,000円 |
| 2745 | | | 男 | 昭和46年生 | | 47万 6,000円 | 51万 6,000円 |
| 2746 | | | 男 | 昭和26年生 | | 61万 3,000円 | 69万 8,000円 |
| 2747 | | | 男 | 昭和29年生 | | 55万 1,000円 | 65万 1,000円 |
| 2748 | | | 男 | 昭和27年生 | | 71万 円 | 54万 9,000円 |
| 2749 | | | 男 | 昭和39年生 | | 71万 3,000円 | 68万 7,000円 |
| 2750 | | | 男 | 昭和27年生 | | 69万 2,000円 | 71万 3,000円 |
| 2751 | | | 女 | 昭和38年生 | | 36万 7,000円 | 52万 4,000円 |
| 2752 | | | 男 | 昭和39年生 | | 59万 1,000円 | 53万 4,000円 |
| 2753 | | | 男 | 昭和28年生 | | 46万 円 | 56万 1,000円 |
| 2754 | | | 男 | 昭和26年生 | | 91万 8,000円 | 96万 5,000円 |
| 2755 | | | 男 | 昭和46年生 | | 30万 2,000円 | 47万 1,000円 |
| 2756 | | | 男 | 昭和47年生 | | 46万 8,000円 | 40万 9,000円 |

| 番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額 | |
|------|----|--------|----|--------|----|----------------------------|-------------|
| | | | | | | 平成15年12月12日 | 平成16年7月9日 |
| | | | | | | 標準賞与額 | 標準賞与額 |
| 2757 | | | 男 | 昭和44年生 | | 73万 9,000円 | 79万 3,000円 |
| 2758 | | | 男 | 昭和49年生 | | 46万 5,000円 | 45万 7,000円 |
| 2759 | | | 男 | 昭和30年生 | | 79万 1,000円 | 82万 7,000円 |
| 2760 | | | 男 | 昭和41年生 | | 51万 6,000円 | 65万 8,000円 |
| 2761 | | | 男 | 昭和26年生 | | 93万 6,000円 | 99万 3,000円 |
| 2762 | | | 男 | 昭和24年生 | | 77万 7,000円 | 92万 9,000円 |
| 2763 | | | 男 | 昭和35年生 | | 59万 1,000円 | 72万 3,000円 |
| 2764 | | | 男 | 昭和26年生 | | 53万 6,000円 | 69万 8,000円 |
| 2765 | | | 男 | 昭和55年生 | | 33万 3,000円 | 36万 4,000円 |
| 2766 | | | 男 | 昭和46年生 | | 49万 3,000円 | 52万 7,000円 |
| 2767 | | | 男 | 昭和28年生 | | 95万 2,000円 | 113万 2,000円 |
| 2768 | | | 女 | 昭和57年生 | | 33万 5,000円 | 36万 9,000円 |
| 2769 | | | 男 | 昭和38年生 | | 55万 8,000円 | 69万 4,000円 |
| 2770 | | | 男 | 昭和21年生 | | 58万 1,000円 | 53万 7,000円 |
| 2771 | | | 男 | 昭和25年生 | | 73万 6,000円 | 63万 7,000円 |
| 2772 | | | 男 | 昭和49年生 | | 45万 6,000円 | 57万 8,000円 |
| 2773 | | | 男 | 昭和46年生 | | 46万 5,000円 | 30万 5,000円 |
| 2774 | | | 男 | 昭和28年生 | | 90万 4,000円 | 93万 6,000円 |
| 2775 | | | 男 | 昭和26年生 | | 58万 1,000円 | 61万 円 |
| 2776 | | | 男 | 昭和27年生 | | 55万 1,000円 | 71万 3,000円 |
| 2777 | | | 男 | 昭和46年生 | | 42万 1,000円 | 50万 8,000円 |
| 2778 | | | 男 | 昭和51年生 | | 40万 6,000円 | 48万 2,000円 |
| 2779 | | | 男 | 昭和31年生 | | 73万 1,000円 | 95万 4,000円 |
| 2780 | | | 男 | 昭和27年生 | | 59万 9,000円 | 62万 6,000円 |
| 2781 | | | 男 | 昭和28年生 | | 50万 8,000円 | 61万 円 |
| 2782 | | | 女 | 昭和50年生 | | 36万 2,000円 | 49万 円 |
| 2783 | | | 男 | 昭和41年生 | | 63万 9,000円 | 67万 4,000円 |
| 2784 | | | 男 | 昭和39年生 | | 63万 5,000円 | 53万 1,000円 |
| 2785 | | | 男 | 昭和36年生 | | 46万 3,000円 | 49万 2,000円 |
| 2786 | | | 男 | 昭和39年生 | | 76万 8,000円 | 81万 円 |
| 2787 | | | 男 | 昭和36年生 | | 54万 9,000円 | 57万 6,000円 |
| 2788 | | | 男 | 昭和27年生 | | 93万 6,000円 | 98万 3,000円 |
| 2789 | | | 女 | 昭和46年生 | | 40万 円 | 43万 4,000円 |
| 2790 | | | 男 | 昭和36年生 | | 74万 円 | 71万 8,000円 |
| 2791 | | | 男 | 昭和43年生 | | 35万 3,000円 | 44万 5,000円 |
| 2792 | | | 男 | 昭和53年生 | | 28万 5,000円 | 36万 4,000円 |
| 2793 | | | 男 | 昭和50年生 | | 46万 1,000円 | 45万 7,000円 |
| 2794 | | | 男 | 昭和27年生 | | 62万 9,000円 | 63万 7,000円 |
| 2795 | | | 男 | 昭和36年生 | | 57万 9,000円 | 66万 5,000円 |
| 2796 | | | 男 | 昭和49年生 | | 36万 1,000円 | 39万 4,000円 |
| 2797 | | | 男 | 昭和38年生 | | 55万 2,000円 | 66万 4,000円 |
| 2798 | | | 男 | 昭和22年生 | | 62万 9,000円 | 57万 3,000円 |
| 2799 | | | 男 | 昭和25年生 | | 95万 3,000円 | 100万 1,000円 |
| 2800 | | | 男 | 昭和41年生 | | 53万 6,000円 | 56万 2,000円 |
| 2801 | | | 男 | 昭和22年生 | | 61万 3,000円 | 69万 8,000円 |
| 2802 | | | 男 | 昭和29年生 | | 97万 7,000円 | 92万 9,000円 |
| 2803 | | | 男 | 昭和27年生 | | 61万 3,000円 | 71万 3,000円 |
| 2804 | | | 男 | 昭和35年生 | | 58万 8,000円 | 72万 3,000円 |
| 2805 | | | 男 | 昭和44年生 | | 44万 5,000円 | 48万 1,000円 |

| 番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額 | |
|------|----|--------|----|--------|----|----------------------------|-------------|
| | | | | | | 平成15年12月12日 | 平成16年7月9日 |
| | | | | | | 標準賞与額 | 標準賞与額 |
| 2806 | | | 男 | 昭和26年生 | | 100万 3,000円 | 106万 円 |
| 2807 | | | 男 | 昭和56年生 | | 31万 円 | 36万 4,000円 |
| 2808 | | | 男 | 昭和36年生 | | 87万 円 | 114万 4,000円 |
| 2809 | | | 男 | 昭和47年生 | | 32万 4,000円 | 40万 9,000円 |
| 2810 | | | 男 | 昭和38年生 | | 57万 9,000円 | 55万 9,000円 |
| 2811 | | | 男 | 昭和42年生 | | 88万 1,000円 | 102万 5,000円 |
| 2812 | | | 男 | 昭和38年生 | | 59万 4,000円 | 61万 3,000円 |
| 2813 | | | 男 | 昭和27年生 | | 61万 3,000円 | 56万 1,000円 |
| 2814 | | | 男 | 昭和25年生 | | 55万 1,000円 | 57万 3,000円 |
| 2815 | | | 男 | 昭和24年生 | | 61万 3,000円 | 56万 1,000円 |
| 2816 | | | 女 | 昭和47年生 | | 29万 5,000円 | 37万 6,000円 |
| 2817 | | | 男 | 昭和49年生 | | 43万 2,000円 | 41万 2,000円 |
| 2818 | | | 男 | 昭和23年生 | | 76万 3,000円 | 91万 2,000円 |
| 2819 | | | 男 | 昭和48年生 | | 31万 円 | 39万 4,000円 |
| 2820 | | | 男 | 昭和34年生 | | 88万 4,000円 | 92万 円 |
| 2821 | | | 男 | 昭和24年生 | | 47万 2,000円 | 57万 3,000円 |
| 2822 | | | 男 | 昭和44年生 | | 46万 円 | 93万 6,000円 |
| 2823 | | | 男 | 昭和27年生 | | 50万 8,000円 | 72万 6,000円 |
| 2824 | | | 女 | 昭和46年生 | | 40万 円 | 38万 2,000円 |
| 2825 | | | 男 | 昭和27年生 | | 111万 4,000円 | 106万 円 |
| 2826 | | | 女 | 昭和49年生 | | 39万 円 | 42万 1,000円 |
| 2827 | | | 男 | 昭和31年生 | | 77万 5,000円 | 58万 5,000円 |
| 2828 | | | 男 | 昭和44年生 | | 41万 9,000円 | 44万 円 |
| 2829 | | | 男 | 昭和30年生 | | 64万 8,000円 | 73万 円 |
| 2830 | | | 男 | 昭和29年生 | | 67万 5,000円 | 56万 1,000円 |
| 2831 | | | 男 | 昭和52年生 | | 43万 3,000円 | 37万 9,000円 |
| 2832 | | | 男 | 昭和28年生 | | 128万 2,000円 | 112万 2,000円 |
| 2833 | | | 男 | 昭和27年生 | | 62万 9,000円 | 65万 1,000円 |
| 2834 | | | 男 | 昭和25年生 | | 66万 1,000円 | 73万 円 |
| 2835 | | | 男 | 昭和32年生 | | 64万 6,000円 | 72万 8,000円 |
| 2836 | | | 男 | 昭和26年生 | | 53万 6,000円 | 56万 1,000円 |
| 2837 | | | 男 | 昭和41年生 | | 102万 9,000円 | 115万 4,000円 |
| 2838 | | | 男 | 昭和52年生 | | 33万 3,000円 | 36万 4,000円 |
| 2839 | | | 男 | 昭和25年生 | | 75万 5,000円 | 65万 1,000円 |
| 2840 | | | 男 | 昭和30年生 | | 69万 2,000円 | 71万 3,000円 |
| 2841 | | | 男 | 昭和23年生 | | 101万 7,000円 | 94万 7,000円 |
| 2842 | | | 男 | 昭和26年生 | | 87万 6,000円 | 92万 9,000円 |
| 2843 | | | 男 | 昭和45年生 | | 49万 9,000円 | 77万 3,000円 |
| 2844 | | | 男 | 昭和31年生 | | 103万 6,000円 | 95万 6,000円 |
| 2845 | | | 男 | 昭和48年生 | | 46万 1,000円 | 48万 8,000円 |
| 2846 | | | 男 | 昭和55年生 | | 32万 2,000円 | 40万 円 |
| 2847 | | | 男 | 昭和31年生 | | 83万 5,000円 | 101万 5,000円 |
| 2848 | | | 男 | 昭和23年生 | | 150万 円 | 150万 円 |
| 2849 | | | 男 | 昭和40年生 | | 49万 4,000円 | 51万 6,000円 |
| 2850 | | | 男 | 昭和56年生 | | 31万 円 | 38万 6,000円 |
| 2851 | | | 男 | 昭和56年生 | | 42万 6,000円 | 42万 3,000円 |
| 2852 | | | 男 | 昭和51年生 | | 36万 1,000円 | 44万 7,000円 |
| 2853 | | | 男 | 昭和56年生 | | 31万 円 | 38万 6,000円 |
| 2854 | | | 男 | 昭和57年生 | | 34万 2,000円 | 37万 3,000円 |

| 番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額 | |
|------|----|--------|----|--------|----|----------------------------|-------------|
| | | | | | | 平成15年12月12日 | 平成16年7月9日 |
| | | | | | | 標準賞与額 | 標準賞与額 |
| 2855 | | | 男 | 昭和41年生 | | 36万 3,000円 | 46万 円 |
| 2856 | | | 男 | 昭和29年生 | | 93万 6,000円 | 86万 3,000円 |
| 2857 | | | 男 | 昭和49年生 | | 45万 4,000円 | 49万 円 |
| 2858 | | | 男 | 昭和37年生 | | 73万 2,000円 | 63万 7,000円 |
| 2859 | | | 男 | 昭和41年生 | | 60万 4,000円 | 68万 6,000円 |
| 2860 | | | 男 | 昭和53年生 | | 38万 1,000円 | 41万 3,000円 |
| 2861 | | | 男 | 昭和27年生 | | 70万 4,000円 | 86万 2,000円 |
| 2862 | | | 男 | 昭和27年生 | | 93万 6,000円 | 98万 6,000円 |
| 2863 | | | 男 | 昭和50年生 | | 36万 1,000円 | 39万 4,000円 |
| 2864 | | | 男 | 昭和49年生 | | 51万 9,000円 | 51万 2,000円 |
| 2865 | | | 男 | 昭和40年生 | | 38万 2,000円 | 40万 8,000円 |
| 2866 | | | 男 | 昭和26年生 | | 71万 4,000円 | 99万 3,000円 |
| 2867 | | | 男 | 昭和36年生 | | 80万 2,000円 | 100万 円 |
| 2868 | | | 男 | 昭和43年生 | | 46万 3,000円 | 55万 6,000円 |
| 2869 | | | 男 | 昭和40年生 | | 41万 6,000円 | 62万 7,000円 |
| 2870 | | | 男 | 昭和53年生 | | 41万 3,000円 | 44万 円 |
| 2871 | | | 男 | 昭和49年生 | | 41万 3,000円 | 47万 4,000円 |
| 2872 | | | 男 | 昭和55年生 | | 36万 1,000円 | 39万 3,000円 |
| 2873 | | | 男 | 昭和23年生 | | 104万 8,000円 | 86万 6,000円 |
| 2874 | | | 男 | 昭和22年生 | | 150万 円 | 150万 円 |
| 2875 | | | 男 | 昭和42年生 | | 49万 4,000円 | 64万 6,000円 |
| 2876 | | | 男 | 昭和41年生 | | 54万 9,000円 | 54万 9,000円 |
| 2877 | | | 男 | 昭和41年生 | | 36万 円 | 45万 4,000円 |
| 2878 | | | 男 | 昭和50年生 | | 39万 4,000円 | 42万 7,000円 |
| 2879 | | | 男 | 昭和34年生 | | 62万 円 | 56万 7,000円 |
| 2880 | | | 男 | 昭和38年生 | | 59万 1,000円 | 61万 7,000円 |
| 2881 | | | 男 | 昭和43年生 | | 49万 円 | 46万 円 |
| 2882 | | | 男 | 昭和57年生 | | 29万 9,000円 | 37万 3,000円 |
| 2883 | | | 男 | 昭和44年生 | | 62万 1,000円 | 80万 円 |
| 2884 | | | 男 | 昭和44年生 | | 50万 3,000円 | 63万 7,000円 |
| 2885 | | | 男 | 昭和42年生 | | 41万 2,000円 | 44万 5,000円 |
| 2886 | | | 男 | 昭和38年生 | | 51万 6,000円 | 60万 1,000円 |
| 2887 | | | 女 | 昭和50年生 | | 37万 4,000円 | 35万 8,000円 |
| 2888 | | | 男 | 昭和52年生 | | 33万 3,000円 | 41万 3,000円 |
| 2889 | | | 男 | 昭和24年生 | | 50万 8,000円 | 53万 7,000円 |
| 2890 | | | 男 | 昭和23年生 | | 108万 5,000円 | 105万 8,000円 |
| 2891 | | | 男 | 昭和24年生 | | 81万 9,000円 | 86万 3,000円 |
| 2892 | | | 男 | 昭和27年生 | | 64万 6,000円 | 58万 5,000円 |
| 2893 | | | 男 | 昭和48年生 | | 32万 2,000円 | 46万 1,000円 |
| 2894 | | | 男 | 昭和37年生 | | 78万 8,000円 | 82万 7,000円 |
| 2895 | | | 男 | 昭和23年生 | | 79万 1,000円 | 86万 円 |
| 2896 | | | 男 | 昭和37年生 | | 67万 4,000円 | 52万 8,000円 |
| 2897 | | | 男 | 昭和40年生 | | 55万 5,000円 | 51万 3,000円 |
| 2898 | | | 男 | 昭和33年生 | | 120万 7,000円 | 150万 円 |
| 2899 | | | 男 | 昭和39年生 | | 59万 4,000円 | 62万 4,000円 |
| 2900 | | | 男 | 昭和34年生 | | 61万 6,000円 | 56万 7,000円 |
| 2901 | | | 男 | 昭和42年生 | | 47万 1,000円 | 56万 円 |
| 2902 | | | 男 | 昭和39年生 | | 68万 6,000円 | 71万 円 |
| 2903 | | | 男 | 昭和46年生 | | 32万 4,000円 | 35万 円 |

| 番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額 | |
|------|----|--------|----|--------|----|----------------------------|-------------|
| | | | | | | 平成15年12月12日 | 平成16年7月9日 |
| | | | | | | 標準賞与額 | 標準賞与額 |
| 2904 | | | 男 | 昭和58年生 | | 30万 円 | 32万 9,000円 |
| 2905 | | | 男 | 昭和51年生 | | 41万 3,000円 | 53万 6,000円 |
| 2906 | | | 男 | 昭和26年生 | | 83万 3,000円 | 100万 円 |
| 2907 | | | 男 | 昭和42年生 | | 43万 5,000円 | 52万 9,000円 |
| 2908 | | | 男 | 昭和30年生 | | 46万 円 | 56万 1,000円 |
| 2909 | | | 男 | 昭和31年生 | | 63万 3,000円 | 57万 6,000円 |
| 2910 | | | 男 | 昭和32年生 | | 112万 7,000円 | 118万 7,000円 |
| 2911 | | | 男 | 昭和49年生 | | 46万 2,000円 | 49万 8,000円 |
| 2912 | | | 男 | 昭和36年生 | | 51万 7,000円 | 53万 7,000円 |
| 2913 | | | 男 | 昭和42年生 | | 51万 円 | 54万 6,000円 |
| 2914 | | | 男 | 昭和34年生 | | 55万 8,000円 | 51万 3,000円 |
| 2915 | | | 男 | 昭和44年生 | | 37万 5,000円 | 52万 9,000円 |
| 2916 | | | 男 | 昭和38年生 | | 54万 2,000円 | 57万 3,000円 |
| 2917 | | | 男 | 昭和23年生 | | 76万 3,000円 | 76万 9,000円 |
| 2918 | | | 男 | 昭和27年生 | | 87万 6,000円 | 108万 1,000円 |
| 2919 | | | 男 | 昭和35年生 | | 57万 5,000円 | 60万 4,000円 |
| 2920 | | | 男 | 昭和23年生 | | 70万 5,000円 | 74万 円 |
| 2921 | | | 男 | 昭和31年生 | | 67万 8,000円 | 72万 円 |
| 2922 | | | 男 | 昭和21年生 | | 37万 7,000円 | 63万 7,000円 |
| 2923 | | | 男 | 昭和38年生 | | 78万 4,000円 | 72万 9,000円 |
| 2924 | | | 男 | 昭和46年生 | | 41万 3,000円 | 52万 円 |
| 2925 | | | 男 | 昭和23年生 | | 93万 6,000円 | 86万 円 |
| 2926 | | | 男 | 昭和23年生 | | 58万 1,000円 | 53万 7,000円 |
| 2927 | | | 男 | 昭和19年生 | | 65万 4,000円 | 80万 円 |
| 2928 | | | 男 | 昭和47年生 | | 48万 6,000円 | 42万 1,000円 |
| 2929 | | | 男 | 昭和24年生 | | 63万 9,000円 | 61万 円 |
| 2930 | | | 男 | 昭和27年生 | | 93万 6,000円 | 98万 3,000円 |
| 2931 | | | 男 | 昭和23年生 | | 67万 5,000円 | 63万 7,000円 |
| 2932 | | | 男 | 昭和23年生 | | 77万 5,000円 | 95万 円 |
| 2933 | | | 男 | 昭和31年生 | | 62万 9,000円 | 71万 3,000円 |
| 2934 | | | 男 | 昭和37年生 | | 74万 3,000円 | 88万 5,000円 |
| 2935 | | | 男 | 昭和21年生 | | 93万 6,000円 | 40万 5,000円 |
| 2936 | | | 男 | 昭和30年生 | | 50万 8,000円 | 61万 円 |
| 2937 | | | 男 | 昭和38年生 | | 107万 2,000円 | 120万 7,000円 |
| 2938 | | | 男 | 昭和48年生 | | 41万 3,000円 | 44万 7,000円 |
| 2939 | | | 男 | 昭和48年生 | | 46万 8,000円 | 55万 3,000円 |
| 2940 | | | 男 | 昭和42年生 | | 51万 8,000円 | 60万 9,000円 |
| 2941 | | | 男 | 昭和57年生 | | 26万 6,000円 | 34万 円 |
| 2942 | | | 男 | 昭和44年生 | | 45万 5,000円 | 60万 1,000円 |
| 2943 | | | 男 | 昭和38年生 | | 76万 8,000円 | 109万 4,000円 |
| 2944 | | | 男 | 昭和26年生 | | 50万 8,000円 | 53万 7,000円 |
| 2945 | | | 女 | 昭和43年生 | | 44万 7,000円 | 38万 6,000円 |
| 2946 | | | 男 | 昭和39年生 | | 76万 2,000円 | 80万 円 |
| 2947 | | | 男 | 昭和29年生 | | 73万 6,000円 | 63万 7,000円 |
| 2948 | | | 男 | 昭和42年生 | | 56万 8,000円 | 54万 9,000円 |
| 2949 | | | 男 | 昭和53年生 | | 39万 4,000円 | 37万 6,000円 |
| 2950 | | | 男 | 昭和49年生 | | 46万 1,000円 | 50万 1,000円 |
| 2951 | | | 男 | 昭和34年生 | | 64万 6,000円 | 74万 6,000円 |
| 2952 | | | 男 | 昭和54年生 | | 32万 7,000円 | 35万 8,000円 |

| 番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額 | |
|------|------|--------|----|--------|----|----------------------------|-------------|
| | | | | | | 平成15年12月12日 | 平成16年7月9日 |
| | | | | | | 標準賞与額 | 標準賞与額 |
| 2953 | | | 男 | 昭和25年生 | | 43万 6,000円 | 53万 7,000円 |
| 2954 | | | 男 | 昭和44年生 | | 58万 2,000円 | 60万 9,000円 |
| 2955 | | | 男 | 昭和48年生 | | 48万 4,000円 | 65万 7,000円 |
| 2956 | | | 男 | 昭和39年生 | | 57万 8,000円 | 83万 7,000円 |
| 2957 | | | 男 | 昭和28年生 | | 85万 8,000円 | 101万 7,000円 |
| 2958 | | | 男 | 昭和47年生 | | 54万 円 | 51万 8,000円 |
| 2959 | | | 男 | 昭和22年生 | | 46万 円 | 56万 1,000円 |
| 2960 | | | 男 | 昭和20年生 | | 81万 9,000円 | 74万 4,000円 |
| 2961 | | | 男 | 昭和39年生 | | 65万 円 | 61万 7,000円 |
| 2962 | | | 男 | 昭和27年生 | | 129万 4,000円 | 119万 7,000円 |
| 2963 | | | 男 | 昭和26年生 | | 93万 6,000円 | 99万 円 |
| 2964 | | | 男 | 昭和51年生 | | 38万 7,000円 | 37万 円 |
| 2965 | | | 男 | 昭和42年生 | | 46万 3,000円 | 50万 1,000円 |
| 2966 | | | 男 | 昭和37年生 | | 56万 2,000円 | 71万 円 |
| 2967 | | | 男 | 昭和22年生 | | 53万 6,000円 | 63万 7,000円 |
| 2968 | | | 男 | 昭和42年生 | | 47万 1,000円 | 50万 8,000円 |
| 2969 | | | 男 | 昭和42年生 | | 53万 2,000円 | 52万 5,000円 |
| 2970 | | | 男 | 昭和46年生 | | 65万 8,000円 | 74万 6,000円 |
| 2971 | | | 男 | 昭和29年生 | | 110万 4,000円 | 117万 7,000円 |
| 2972 | | | 男 | 昭和28年生 | | 43万 6,000円 | 53万 7,000円 |
| 2973 | | | 男 | 昭和44年生 | | 49万 円 | 74万 6,000円 |
| 2974 | | | 男 | 昭和25年生 | | 53万 6,000円 | 56万 1,000円 |
| 2975 | | | 男 | 昭和37年生 | | 64万 4,000円 | 66万 1,000円 |
| 2976 | | | 男 | 昭和44年生 | | 37万 8,000円 | |
| 2977 | | | 男 | 昭和47年生 | | 44万 5,000円 | |
| 2978 | | | 男 | 昭和44年生 | | 44万 5,000円 | |
| 2979 | | | 男 | 昭和23年生 | | 87万 9,000円 | |
| 2980 | | | 男 | 昭和38年生 | | 50万 3,000円 | |
| 2981 | | | 男 | 昭和37年生 | | 53万 円 | |
| 2982 | | | 男 | 昭和35年生 | | 56万 8,000円 | |
| 2983 | | | 男 | 昭和48年生 | | 64万 6,000円 | |
| 2984 | | | 男 | 昭和33年生 | | 115万 6,000円 | |
| 2985 | | | 男 | 昭和40年生 | | 55万 5,000円 | |
| 2986 | | | 男 | 昭和19年生 | | 93万 6,000円 | |
| 2987 | | | 女 | 昭和47年生 | | 45万 4,000円 | |
| 2988 | | | 男 | 昭和35年生 | | 80万 1,000円 | |
| 2989 | | | 女 | 昭和55年生 | | | 18万 6,000円 |
| 2990 | | | 女 | 昭和51年生 | | | 20万 6,000円 |
| 2991 | | | 男 | 昭和45年生 | | 54万 7,000円 | 58万 3,000円 |
| 2992 | | | 男 | 昭和51年生 | | 49万 6,000円 | 53万 6,000円 |
| 2993 | | | 男 | 昭和36年生 | | 107万 5,000円 | 127万 円 |
| 2994 | | | 男 | 昭和36年生 | | 62万 円 | 57万 円 |
| 2995 | | | 男 | 昭和30年生 | | 51万 4,000円 | 61万 3,000円 |
| 2996 | | | 男 | 昭和53年生 | | 32万 7,000円 | 35万 8,000円 |
| 2997 | | | 男 | 昭和48年生 | | 42万 6,000円 | 40万 6,000円 |
| 2998 | (死亡) | | 男 | 昭和27年生 | | 87万 2,000円 | 100万 6,000円 |
| 2999 | | | 男 | 昭和25年生 | | | 19万 7,000円 |
| 3000 | | | 女 | 昭和41年生 | | 31万 4,000円 | 44万 円 |
| 3001 | | | 男 | 昭和52年生 | | 44万 7,000円 | 38万 8,000円 |

| 番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額 | |
|------|------|--------|----|--------|----|----------------------------|------------|
| | | | | | | 平成15年12月12日 | 平成16年7月9日 |
| | | | | | | 標準賞与額 | 標準賞与額 |
| 3002 | | | 男 | 昭和44年生 | | 47万 1,000円 | 44万 5,000円 |
| 3003 | (死亡) | | 男 | 昭和19年生 | | 87万 6,000円 | |
| 3004 | | | 男 | 昭和29年生 | | 56万 5,000円 | 79万 1,000円 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間①の標準賞与額を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年7月9日

私は、申立期間当時、A社B支店に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①の賞与明細票から、申立人は、申立期間①において、<標準賞与額>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、A社から提出された申立期間②の賞与明細票から、申立人が厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことは

認められる。

しかし、申立人は、平成 16 年 7 月 15 日に A 社を退職しており、オンライン記録によると、同年 7 月 16 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同年 7 月は、申立人の厚生年金保険被保険者期間とされていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 16 年 7 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 2 件 (別添一覧表参照)

| 番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額 | |
|------|----|--------|----|--------|----|----------------------------|-----------|
| | | | | | | 平成15年12月12日 | 平成16年7月9日 |
| | | | | | | 標準賞与額 | 標準賞与額 |
| 3005 | | | 男 | 昭和27年生 | | 111万 9,000円 | |
| 3006 | | | 男 | 昭和34年生 | | 102万 7,000円 | |

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 9 月までの期間を 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 9 月まで

株主総会議事録によると、昭和 51 年 4 月から給料が 30 万円に昇給しており、同年 7 月から標準報酬月額が 30 万円に改定されるはずである。申立期間について、標準報酬月額が低く記録されているのを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株主総会議事録等により、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和 51 年分及び 52 年分の確定申告書の保険料控除額から、昭和 51 年 10 月から 52 年 9 月までの期間を 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和51年7月から同年9月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額は、直前の同年6月までの期間と同額である上、51年分の確定申告書からも、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、オンライン記録では、昭和51年7月の標準報酬月額は、20万円と記録されているところ、当該20万円の標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の等級の最高額である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和51年7月から同年9月までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和47年3月28日及び49年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、47年3月は3万6,000円、49年2月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月28日から同年4月1日まで
② 昭和49年2月24日から同年3月24日まで

昭和47年3月28日から49年3月23日まで、A社に勤務していた。市県民税の納付についてのお知らせや失業保険被保険者離職票にも入社日は47年3月28日、離職日は49年3月23日と記入してある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた失業保険被保険者離職票及び複数の同僚の証言から、申立人が昭和47年3月28日から49年3月23日まで継続してA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社によれば、当時の資料は現存せず不明であるが、保険料控除については、基本的には現行と同じであり、入社と同時に厚生年金保険料を控除し、退職時まで保険料を控除していたと回答している上、申立人の前年及び翌年に採用された同僚は、入社日から厚生年金保険の被保険者記録が認められる。

さらに、同僚は、申立人の勤務形態や職務内容に変更は無く、採用から退職まで一貫して事務職員であったと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 47 年 4 月及び 49 年 1 月の記録から、47 年 3 月は 3 万 6,000 円、49 年 2 月は 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月29日から6年1月1日まで

A社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成5年12月29日とされているが、退職証明書では退職年月日は同年12月31日となっている。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた退職証明書及び給与明細書により、申立人は平成2年4月2日から5年12月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を平成5年12月29日として届け出たと誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年5月12日まで

私は、昭和36年4月にA社に入社した。入社後1か月間研修を受け、5月初めに同社B支店に配属されたが、年金記録を確認したところ、申立期間が空白となっていることが分かった。給与も4月から受け取っており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る辞令原簿及び申立人に係る雇用保険の記録から判断して、申立人が同社B支店に昭和36年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、「研修中の講習生も厚生年金保険被保険者の資格を取得させていた。」と回答している。

さらに、昭和36年4月1日に入社し、別支店に配属となった同僚二人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれも同年4月1日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健

康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年5月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月28日から同年5月1日まで

私は、A社を退職した際、平成13年4月末日をもって退職する旨願い出たにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年4月28日となっているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書、同社から提出された賃金台帳、及び同社は、資格喪失日を誤って届け出た旨証言していることから、申立人は、平成13年4月30日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成13年4月の給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の最終出勤日の翌日を誤って資格喪失日として届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成13年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案3012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年2月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月3日から同年3月3日まで

私は、A社に昭和39年2月3日に入社し、平成18年3月31日まで勤務した。私の厚生年金保険の被保険者記録が昭和39年3月3日からになっていることに納得できない。正しい厚生年金保険被保険者の資格取得日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職証明書の入社記録及びA社から提出された労働者名簿により、申立人が昭和39年2月3日から平成18年3月31日まで同社において継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は正社員として入社した。正社員は全員、厚生年金保険被保険者の資格を取得させていた。」と回答しており、同社から提出された社会保険台帳により、同社においては入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録の昭和39年3月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 36 年 1 月 13 日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時、再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁（当時）の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所（当時）で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、申立人が昭和 43 年に別の事業所に就職した際の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と同一であり、申立人が当該事業所に対し、申立期間である厚生年金保険の被保険者期間があることを自ら伝えたものと考えられることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したのものとして認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年3月まで

A社を退職して3か月が過ぎたころ、B市C区役所に国民年金の再加入手続をしに行った。

その日、同社就職前の申請免除期間の国民年金保険料を追納するつもりでお金(約30万円)を用意していたが、追納しても「受け取る年金額は変わらない。」と言われたので、代わりに申立期間の国民年金保険料として7万8,000円ぐらいを納付し、併せて申立期間前の3か月の国民年金保険料も納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社退職後の国民年金再加入手続と同日に、同社就職前の申請免除期間(61か月)の保険料を追納するつもりであったところ、「受け取る年金額は変わらない。」と言われたことから、その代わりに申立期間の保険料を納付したとしているが、同社就職前の申請免除期間を追納するよりも申立期間の保険料を納付することの方が年金額増加にはつながらないことは明らかであり、申立期間の保険料を納付した経緯に係る申立人の主張には不自然さが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立期間は申請免除期間とされており、その免除申請が平成6年11月1日に行われたこと、及び申立期間前の同年7月から同年9月までの保険料が同年11月30日に納付されたことが確認できるほか、B市の記録でも、申立期間は申請免除期間とされている。

また、上述のとおり、申立期間の免除申請は平成6年11月1日に行われた

こととされているところ、制度上、免除申請は、申請月の前月（同年10月）から対象期間となることから、同年7月から同年9月までが納付済みとされ、同年10月から7年3月までの申立期間が申請免除とされている現在の記録に特に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人が記憶する申立期間の保険料の納付金額は、実際に申立期間の保険料を納付するのに必要となる金額と一致しているとは言い難い。

加えて、申立人は、申立期間の保険料をB市C区役所の年金窓口で納付したとしているが、同市によれば、同区役所の年金窓口で保険料を納付することはできないとしている上、保険料の納付手続の代行を行うことも通常は無いとしていることから、申立人の主張とは相違している。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年2月まで

A社を退職後、B市C区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずであるので、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社を退職した平成元年9月から国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は平成4年2月ごろに行われたとみられること、及び申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年1月21日とされていることから、申立人は、申立期間当時は国民年金には未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料の納付をうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

自営業を始めた昭和40年4月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後は未納が無いよう国民年金保険料を支払った記憶がある。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付周期及び納付金額については覚えていないとしており、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、昭和40年4月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年10月8日に同区において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日をさかのぼって20歳到達時である37年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間においては国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、昭和42年7月から44年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は申立期間の保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から58年8月まで

私は、出産した半年後の昭和57年9月ごろにA市B区役所へ出向き、国民年金の任意加入手続を行った。保険料は当初、区役所で納付し、その後は銀行の口座振替により納付した記憶がある。加入手続の時に交付してもらった年金手帳には「被保険者となった日」は「昭和57年9月16日」と記載されているが、送付されて来たねんきん特別便には、国民年金の資格取得年月日が「昭和58年9月16日」となっていた。納付を証明するものは無いが、加入手続を行った57年9月以降、きちんと保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する年金手帳の「被保険者となった日」欄に「昭和57年9月16日」と記載されていることをもって、申立期間の保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年9月27日にA市B区において払い出され、同年9月16日に任意加入被保険者として資格取得したとされており、周辺の任意加入者の資格取得日の状況からも、本来であれば、申立人の年金手帳を交付する際に同手帳の「被保険者となった日」欄に「昭和58年9月16日」と記載されるべきところ、誤って「昭和57年9月16日」と記載されたものと考えられる。

また、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年9月27日に払い出され、任意加入被保険者として、その資格取得日は同年9月16日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金の加

入手続を行ったものとみられる。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間においては国民年金には未加入であったものとみられる上、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったことから、同期間は申立人にとって任意加入の対象となる期間であり、申立人は制度上、加入手続を行った時から同期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から62年2月まで

申立期間当時は会社を退職し、親類の手伝いなどをして働いていた。国民年金の加入手続や保険料納付についての詳細は覚えていないが、納付は妻に任せており、妻はきちんと納付しているのに、私だけ納付していないということが引っ掛かる。保険料納付の請求を無視していたはずはないと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、2回、同一区（A市B区）で国民年金手帳記号番号が払い出されている。このうち1回目の国民年金手帳記号番号は昭和40年11月に払い出されているが、国民年金手帳記号番号払出簿の同記号番号の欄には、申立人が厚生年金保険被保険者であったことが判明したため、43年12月に、国民年金の資格取得が取り消されたことが記載されている。

また、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号は平成5年4月に払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたA市B区で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人は、転居したことは無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の当初の国民年金加入手続は昭和40年11月ごろに行われたが、これによる資格取得が43年12月に取り消され、2回目の国民年金加入手続は平成5年4月ごろに行われたものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、その妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みと記録さ

れているのに、申立人の保険料が未納とされていることに疑問があると述べている。

しかし、申立人の妻は婚姻（昭和47年12月）前に国民年金の加入手続きを行い、婚姻後の厚生年金保険被保険者資格喪失後も適切に国民年金の資格再取得手続きを行って保険料を納付していたことがA市が保管する妻の国民年金被保険者名簿等により確認できる。一方、申立人については、上記のとおり、申立期間当時に国民年金に加入していた記録は確認できず、未加入者に対して同市及び社会保険事務所（当時）が保険料納付の督促を行うことは無いことから、保険料を夫婦で一緒に納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金加入手続きはその妻と一緒に区役所で行ったと思うとしているが、明確な記憶は無く、保険料納付については妻に任せていたとしている。このため、申立人の妻に聴取しても、妻も申立人の加入手続き及び保険料納付については明確には覚えていないとしている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年9月まで

私に送られてきた「ねんきん特別便」には、昭和36年4月から40年9月までが「国会議員であった期間」と記載されているが、私は国会議員になったことはない。誤記に至った理由や年金額への影響などについて社会保険事務所（当時）に説明を求めたが、その説明に納得できない。また、15年前に社会保険事務所で年金相談をした際に、年金額はおよそ150万円になると言われたが、現在の受給額は150万円より少ない。記録に誤りがあるのではないかと不信感を持っているので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付については、全く覚えていないとしている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年3月に、A市B区でその夫と連番で払い出されたことが記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたとする同区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人の国民年金加入手続は同年3月ごろにその夫と一緒に行われたものと推認され、申立期間当時には、申立人は国民年金に加入していなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間の大部分は、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当する。任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできず、申立人

の国民年金資格取得時期は、その夫の厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和40年10月とされている。このため、申立期間は資格取得前の無資格期間であり、加入手続後に申立期間にさかのぼって保険料を納付することもできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人の「ねんきん特別便」に申立期間が「国会議員であった期間」と記載されていたことについては、社会保険庁（当時）において、平成21年5月に訂正処理が行われ、申立人にも通知されている。申立人は、かかる誤りを生じた原因などについての調査を求めているが、年金記録確認第三者委員会では保険料納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、上記のような誤りを生じた原因についてまで調査することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金制度ができた時から加入して保険料を納付していた。申立期間当時は住み込みで勤務していたA市B区の店舗に集金人が来てくれて納付した。集金人からまとめて納付することができると言われた金額が大きく、分割を希望してB区役所で納付したこともある。2回か3回の分割で1回に1,800円ぐらい納付した。集金の後は銀行の口座振替で納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続についての記憶は無いが、申立期間当時は、A市B区で保険料を納付していたと述べている。

しかし、申立人が働いていた店舗の所在地とするA市B区の住所に住民登録を定めたのは、申立期間後の昭和41年4月であったことが申立人の戸籍の附票に記載されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年11月にA市C区で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の欄には、42年10月に、同市B区を管轄する社会保険事務所（当時）に、申立人の国民年金被保険者台帳が移管されたことを示す記載がある。このことから、C区からB区への国民年金の住所変更手続は42年に行われたものと推認され、申立期間当時には、同区への住所変更手続が行われていなかったことから、同区で保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、申立期間当時に同区で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の当初から、集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、A市では、保険料の集金人制度が発足したのは昭和37

年 11 月であったとしており、申立人の説明と相違する。

加えて、申立人が A 市 B 区への国民年金の住所変更手続を行ったと推認される昭和 42 年の前の昭和 40 年度及び 41 年度の保険料は納付済みと記録されており、この納付済みと記録されている期間の保険料額(昭和 40 年度 1,800 円、41 年度 2,100 円)は、申立人が分割して納付したと記憶する保険料額とほぼ合致する。

以上のことから、申立人は、A 市 B 区への国民年金の住所変更手続を行った昭和 42 年から集金人に保険料を納付し始め、その際に、さかのぼって納付することが可能であった期間(昭和 40 年度及び 41 年度)の保険料を分割して納付したと考えられるほか、住所変更手続が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から38年4月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和37年2月から38年3月までの記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録の認められる複数の同僚は、「申立人は同社に勤務し、配達業務を担当していた。」と証言していることから、期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社から提出された従業員名簿に申立人の名前は確認できず、同社の現在の代表者（申立人の従姉妹）は、「申立人が当社に勤務していたことは記憶しているが、製造を担当する正社員と異なり、配達専門の短時間勤務であり、パート扱いだったと思う。」と証言しているところ、申立人自身も、「同社での勤務に加えて、近所のB事業所にも掛け持ちで勤務していた。」と述べている。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人は、配達専門で、正社員ではなく、パートだったと思う。」と証言しており、申立期間当時、同社では、申立人が短時間のパート勤務であったため、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月から11年8月まで
② 平成19年3月及び同年4月

申立期間①は、私が所持している給与支払明細書の平成10年5月から同年7月までの平均報酬月額が標準報酬月額を上回っている。

申立期間②については、会社が過払いしていた手当を給与から一度に差し引いたため、報酬月額が下がって標準報酬月額が引き下げられた。

このため、申立期間①は、報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、会社の給与事務のミスによって標準報酬月額が引き下げられたことに納得できないので、会社の事務ミスが無かったものとして、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①及び②について、申立人から提出された給与支払明細書及びA社の賃金台帳で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていると認められるものの、当該給与支払明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額は、当該期間において38万円で一

致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月ごろから 34 年 8 月ごろまで

私は、申立期間にA社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が保管している当時の従業員名簿に申立人の名前は無く、同社は賃金台帳等の関係資料を保存していないため、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、現在の役員(当時は従業員)は、「申立人は、私が入社した昭和 34 年 3 月には勤務していなかった。当時、請負の従業員を雇用していた記憶がある。」と証言していることから、申立人は、申立期間の一部について請負等の非正規従業員として勤務していた可能性がうかがわれる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

私は、申立期間にA社B支店関連のC社で勤務しており、給与はA社B支店から支給されていた。

私は、昭和 46 年 5 月 1 日付けでC社からD社に異動したのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録は、事業所の名称が不明であるものの、「昭和 46 年 4 月 30 日離職」と記載されている。

しかし、A社及びC社は、当時の関係資料を保存しておらず不明としており、申立人のC社における退職時期及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、C社において昭和 46 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚は、申立人を含めて 6 人おり、いずれも同年 4 月 29 日に資格喪失している上、同社において申立期間前後 2 年間に被保険者資格を喪失している 30 人の資格喪失日を調査したところ、1 日に喪失した者はおらず、月末に喪失した者が 16 人、月中のそのほかの日に喪失した者が 13 人となっている。

さらに、A社は、厚生年金保険料の控除を翌月控除としているところ、申立人と同じく、昭和 46 年 4 月 29 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が所持している同年 2 月から同年 4 月までの同社B支店の名称が記載されている給与明細書によれば、当該同僚は、退職月（4 月分）の厚生年金保険料が控除されていることを確認できないことから、申立人も、4 月の厚生年金保険料を控除されなかった可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 2 日ごろから同年 11 月 1 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 12 月 5 日まで
③ 昭和 36 年 8 月 4 日から 37 年 2 月 1 日まで

私は、高校の卒業式翌日にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 33 年 11 月 1 日となっている。

また、A社で厚生年金保険被保険者記録のある申立期間②及びB社C支店に勤務していた申立期間③については、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、昭和 33 年 4 月にA社に入社したとしている同僚は、「申立人は、私が入社した時には既に勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚が厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期は、申立人と同じ昭和 33 年 11 月 1 日であることが確認できる上、当該同僚からは、被保険者資格を取得するまでの期間の保険料控除について証言が得られない。

また、A社の事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得時期は、試用期間か事務手続の問題により、入社時期とは相違していると思う。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人が勤務していたB社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載された女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年2月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録のある11人（うち同社同支店のみでは受給資格を満たさない者は5人。）のうち10人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されており、このうち同社同支店のみでは受給資格を満たさない一人が、「B社C支店が手続を行い、脱退手当金を受給した。」と回答していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたと考えるのが自然である。

また、申立期間②及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年7月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点はみられない。さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月18日から32年9月1日まで

私は、昭和31年3月18日にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は32年9月1日とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分と同時期に同学年の者4人が入社した。」としているが、申立人が名前を記憶している二人のうち一人についてはA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、もう一人も申立期間後の昭和34年12月に被保険者資格を取得しているほか、申立人と同学年で申立期間に被保険者資格を取得した者は確認できない。

また、申立人が自分より先に入社したとして名前を挙げた者のうち連絡の取れた一人は、自身の記憶する入社時期の約4年後に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同人も、「入社後すぐには被保険者資格を取得しなかった。」と回答している。

さらに、申立人の入社時期を記憶している同僚も見当たらない上、A社は昭和57年5月26日に全喪しており、申立期間当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に昭和 41 年 2 月 1 日から同年 11 月末ごろまで勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、「私をA社に誘ってくれた人物である。」として名前を挙げた同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚は申立人の勤務期間については覚えていないとしている上、元事業主の妻は、「申立期間当時、従業員は5、6人しかおらず、半年も勤務していれば記憶に残るはずであるが、申立人のことは覚えていない。」としており、ほかに申立人を記憶している同僚は確認できない。

また、申立人は自分の勤務期間についての記憶が曖昧である上、元事業主の妻及び同僚が「昭和 41 年 2 月ごろ及び同年 7 月ごろ、従業員が大規模な車両事故を起こしており、当時、A社に勤務していれば覚えていないはずがない。」としているところ、申立人は、当該事故についての記憶は無いとしている。

さらに、元事業主の妻は、「入社後3か月経過した時から厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたが、若い独身の中には厚生年金保険に入りたがらない人もいた。」と証言しており、証言が得られた同僚一人は、自身の記憶する入社時期の3か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

加えて、申立期間には申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できない上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3021

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

私は、申立期間当時、A社B支店に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の被保険者記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細票から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は、平成 15 年 12 月 15 日にA社を退職しており、オンライン記録によると、同年 12 月 16 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同年 12 月は、申立人の厚生年金保険被保険者期間とされていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年 12 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

私は、申立期間当時、A社B支店に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の被保険者記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細票から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は、平成 15 年 12 月 15 日にA社を退職しており、オンライン記録によると、同年 12 月 16 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同年 12 月は、申立人の厚生年金保険被保険者期間とされていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年 12 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3023

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

私は、申立期間当時、A社B支店に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の被保険者記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細票から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は、平成 15 年 12 月 25 日にA社を退職しており、オンライン記録によると、同年 12 月 26 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同年 12 月は、申立人の厚生年金保険被保険者期間とされていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年 12 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3024

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

私は、申立期間当時、A社B支店に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の被保険者記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細票から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は、平成 15 年 12 月 24 日にA社を退職しており、オンライン記録によると、同年 12 月 25 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同年 12 月は、申立人の厚生年金保険被保険者期間とされていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年 12 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月から18年8月まで
申立期間の標準報酬月額が前後の期間と比べて低くなっているが、当該期間だけ給与が少なかったという記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年8月及び同年9月については、A社から提出された賃金台帳により、申立人が、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年10月から18年8月までの期間については、当該賃金台帳に記載された社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

さらに、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、事業主が申立期間についてオンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3026

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 5 日から 43 年 1 月 1 日まで
A社を退職後、昭和 37 年 4 月 5 日からB社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、B社において昭和 43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45 年 2 月 26 日に資格喪失していることが確認できるところ、申立人は、同僚二人と一緒にA社を退職し、37 年 4 月 5 日からB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、時期は定かではないが、申立期間の途中からB社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚二人共、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和 41 年 2 月 5 日及び 45 年 5 月 6 日であることから判断すると、申立期間当時、同社では、入社後一定期間において被保険者資格を取得させる取扱いであったものと推測される。

また、B社は昭和 45 年 10 月 24 日に全喪しており、申立期間当時の事業主は死亡により証言が得られないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、昭和 35 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 1 日までの間に健康保険の整理番号に欠番は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 44 年 8 月まで

A社の従業員全員が厚生年金保険被保険者の資格を取得していたのに、私は被保険者資格が無い。会社に照会したところ、「社会保険事務所（当時）の記入漏れではないか。」と言われた。また、在職中に眼科で治療したことがあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社に住み込みで働いていたが、事業主の家族以外の従業員は自分しかいなかった。ほかの者が全員、厚生年金保険被保険者の資格を取得していたのに、自分だけ被保険者資格を取得していないのはおかしい。」と主張しているところ、商業登記簿により、同社の設立は平成9年9月*日であることが確認できる上、申立期間における厚生年金保険の被保険者数が二人（事業主の親族及び同僚）であったことを踏まえると、申立期間当時、同社は小規模な個人事業所であったものと考えられる。

また、申立期間に被保険者記録が確認できる当該同僚は、「私は、工場の奥の部屋に住み込みで働いていたが、申立人については記憶が無い。」と回答している。

さらに、A社は、「当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の事務手続など、何も分からない。」と回答している上、申立人が名前を挙げた事業主の娘は、「申立人から何度も電話があったが、申立人については全く記憶が無い。」と証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、在職中の眼科治療についても、申立人は、「旅行先だったので、健康保険証は持っていなかった。どのようにしたのか、はっきりした記憶は無い。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3028

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 21 日から同年 3 月 4 日まで
平成 7 年 1 月 5 日からアルバイトとしてA社に勤務し、同年 2 月 21 日から正社員として同社に継続して勤務している。在職証明書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書により、申立人は、申立期間について同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、同社は、申立人の被保険者資格取得日を平成 7 年 3 月 4 日として社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認できる。

また、A社は、「申立人は、B社C支店に籍を置いたまま有給休暇を取り、平成 7 年 1 月 5 日から当社でアルバイトとして勤務していた。同年 1 月分及び同年 2 月分の給与は支給せず、当該期間の給与を同年 3 月分給与に加算して支給したが、申立期間に係る厚生年金保険料は、控除しなかった。」と回答している上、同社が保管している給与統計表により、申立人に係る平成 7 年 2 月分の厚生年金保険料は、控除されていないものと認められる。

さらに、雇用保険についても、資格取得日は、厚生年金保険と同じ平成 7 年 3 月 4 日となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月1日から60年9月1日まで
昭和54年2月1日から60年8月31日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年2月1日から60年8月31日までA社に勤務し、同社を退職した後、すぐに仲間と一緒にB社を立ち上げたと主張しているところ、商業登記簿により、同社の設立は59年9月*日であることが確認できる。

また、B社は、申立期間後の昭和60年9月2日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、A社における申立人の雇用保険の記録は、離職日が昭和59年8月31日とされており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

加えて、A社の商業登記簿により、申立人は昭和59年10月*日付けで同社取締役を辞任していることが確認できる上、当時の同僚は、「申立人は、取締役辞職日には、既に同社を退職していた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 30 日から 44 年 2 月 1 日まで
② 昭和 44 年 2 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 3 月 1 日から 53 年 11 月 16 日まで

申立てに係る 3 社は、合併も含めて同じ勤務先で、途中、別の業務に就いた。歩合給のため収入が多く、一般職より相当高い保険料を納めていた記憶があるので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社、B社及びC社に係るオンライン記録により、申立期間①、②及び③当時、申立人と同職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、当時の同僚は、「オンライン記録上の標準報酬月額は、当時の給与と大差ないと思う。」と証言しているほか、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、標準報酬月額の記載内容等に不備は無く、オンライン記録とも一致しているため、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められない。

さらに、申立人は、「申立てに係る 3 社は、合併等があったが同じ勤務先であった。」としているところ、C社は、当時の賃金台帳等は残っておらず、保険料控除についても不明であると回答している。

なお、厚生労働省の「屋外労働者職種別賃金調査」においても、職種を基準とした年度別の賃金月額と、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の係数は、ほぼ同額又は申立人に係る標準報酬月額の方が上回っ

ていることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から25年5月まで
② 昭和25年5月から28年1月まで

申立期間①について、学校卒業後に友人A氏とB社C支店に入社し、同社の研修所に住み込み、研修を受けた。

申立期間②について、D社には兄の紹介で入社し、職人として働いた。工場長を覚えている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社C支店は、当時の資料は現存せず不明としており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚A氏は、B社C支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、申立期間①にB社C支店の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の記憶が無く、申立人がE市にあったとする同社の研修所の存在について証言する同僚はいない。

さらに、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、D社は、昭和26年1月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、25年5月から26年1月3日までの期間は適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が在職中は勤務していたとして名前を挙げる工場長は、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年1月4日から同年5月25日まで被保険者記録が認められるものの、同人は死亡しているため周辺事情を調査で

きず、申立人が入社後に辞めたとする申立人の兄は、同年5月1日から同年12月28日まで被保険者記録が認められるところ、同人は、申立人が同社に勤務していたことは証言するものの、申立人の勤務期間等、それ以外の事情については証言が得られない。

さらに、昭和26年1月4日以降にD社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも申立人の記憶が無い上、当該同僚が名前を挙げた同僚の中には、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い者が確認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和26年1月4日以降の期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3032

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月1日から25年1月26日まで
② 昭和26年7月23日から27年6月1日まで

私は、昭和22年1月にA社に入社し、25年から26年の一時期を除き、60年まで一貫して勤務した。その間いろいろな現場に行ったが、給与は同社から支払われ、上司、同僚も覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた同僚からの手紙及び複数の同僚の証言によれば、入社時期及び勤務期間は不明であるものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の勤務を証言した複数の同僚は、「私は、昭和26年ごろに申立人と一緒に仕事をしたが、当時は臨時工がたくさんいた。私自身も、入社したのは25年5月ごろであるが、正社員となったのは27年7月であり、厚生年金保険被保険者の資格取得日は28年1月である。」、「私は、雇員として入社し、数年後に正社員になった。当時の社員には、臨時工、雇員、準社員、正社員等の身分があり、身分によって厚生年金保険被保険者の資格を取得する取扱いが異なっていた。」などと証言している。

また、A社は、当時の関連資料は無く、申立人の勤務実態等は不明との回答である上、B健康保険組合は、当時の関連資料は無く不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 1 日から 29 年 1 月 10 日まで

私は、前社を昭和 27 年 10 月 27 日に退社し、A社に同年 11 月 1 日に入社した。事業主から、入社時から厚生年金保険の被保険者資格を取得させると言われたのに、申立期間の被保険者記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人がA社に勤務していたことは証言するものの、その期間は特定できないとしている。

また、複数の同僚の証言によると、いずれも期間の長短はあるものの、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違していることから、当時、A社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和 29 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員のうち、同社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は一人のみであるが、当該役員は既に死亡しており、周辺事情を調査できない。

加えて、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月ごろから34年6月ごろまで

私は、昭和29年12月ごろから34年6月ごろまでA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の所在地、事業主名、業務内容などは、商業登記簿で確認できる同社の概要と符合することから、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、申立人は、「同社は事業主を含めても二人の事業所だった。」と証言しており、当時の強制適用事業所の要件に該当しなかったものと考えられる。

また、A社の事業主についても、同社における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、A社は、現在存在していない上、事業主は既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 36 年 5 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日から平成 12 年 9 月まで A 社 B 支店で継続して勤務していたが、申立期間①及び②については厚生年金保険被保険者記録が無い。しかし、同社に継続して勤務していたのは事実なので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している退職手当精算通知書、並びに A 社が保管している工員異動通報及び機械工員カードにより、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①について、A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 35 年 8 月 1 日には、申立人のほか 24 人が資格取得していることが確認でき、このうち、連絡先が判明した 2 人の同僚は、入社日は申立人と同時期であったとしている上、申立人の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日に差があることについて、同社は、「申立期間当時は、現場採用の日々雇用職員として厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いをしていたか、試雇期間を設定した採用であり、試雇期間中は厚生年金保険の被保険者資格を取得させなかった可能性がある。」としていることから、申立期間①当時、同社 B 支店では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、申立期間②について、上述の 24 人のうち、申立人の資格喪失日と同日の昭和 36 年 5 月 1 日に資格喪失している 2 人は、いずれも「自分は申立人と同じ職場で勤務し、職種も同じであった。」としているところ、このうち 1 人は、

「当時、現場採用の従業員については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させないよう取扱方針が変更された記憶がある。」としており、同年5月から46年3月まで国民年金の被保険者記録が確認できるとともに、もう1人は、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を再度取得した1か月前の41年8月1日に再度資格を取得していることが確認できることから、申立期間②当時、同社では、特定の職種の従業員について、厚生年金保険の被保険者としなない取扱いを行ったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月4日から17年5月1日まで

私は、平成16年10月4日にA社に入社したが、資格取得日は17年5月1日とされている。これは会社の手続ミスで資格取得手続が遅れたことが原因であり、当時、会社から、入社時にさかのぼって資格取得するが、保険料もさかのぼって徴収する旨の説明を受けた記憶がある。

また、申立期間以前から継続して医療機関に通院していたので、申立期間も健康保険証があった。

したがって、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管している賃金台帳により、申立人が平成16年10月4日に同社に入社したことが確認できるものの、申立期間については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人が通院していた医療機関が保管している健康保険証の写し及びA社が保管している「健康保険被保険者資格取得届（健康保険組合宛）」により、申立人の同社での資格取得日が平成17年5月1日であり、申立人が申立期間において夫の被扶養者であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料について、さかのぼって徴収された記憶は無いとしており、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月ごろから36年11月1日まで

私は、昭和35年1月にA社本社で採用され、すぐにB支店に転勤となり、37年1月31日まで同支店に勤務していた。

被保険者証は、いったん受け取ったが、会社がまとめて管理するとの理由で、写しを取った上で会社に返したという記憶がある。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間は昭和36年11月1日から37年1月31日の2か月しかないことが分かった。

A社の子会社で年2回行われていた懇親会に4、5回出席した記憶があるので、被保険者期間が2か月しかないというのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和36年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、35年1月ごろから36年3月31日までは適用事業所であったことが確認できない。

また、A社においては、申立人を含む42人が、昭和36年11月1日に資格取得しているが、当該42人の資格取得日は、同社が保管している「厚生年金保険加入者台帳」に記載された取得日と一致していることが確認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格取得日は、当初、申立人が昭和36年9月2日、申立人が記憶しているB支店の同僚が同年8月8日と記録された後、上記の複数の同僚と同様に、同年11月1日に訂正されていることが確認できるところ、当該同僚は、「入社時期と資格取得時期に2、3か月の開きがあるが、この間は、試用期間であったと思われる

ので、特に問題視はしていない。」としており、当該被保険者名簿に記載されていた訂正前の日付は、当該42人の入社日であったものと考えられるものの、同年11月1日までは厚生年金保険被保険者の資格取得手続がなされなかったものと推認される。

加えて、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金に加入しており、36年4月から40年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月ごろから 31 年 11 月ごろまで
私は、昭和 28 年 5 月ごろにA社に入社し、31 年 11 月ごろまで勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、私は確かに同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に聴取したところ、申立人が申立期間当時に勤務していたと記憶している事業所は確かにその場所に存在していたこと、申立人が自分と同時期に勤務していたと記憶している事業主の息子が実在していることが確認できることから、具体的な時期は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人が記憶している上司二人はA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立人が同時期に同社で勤務していたと記憶している同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立期間後の昭和33年3月17日であることが確認できることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

また、A社は現存しているものの、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関係資料は残っておらず、申立期間当時の従業員の厚生年金保険の資格取得に係る取扱いについても不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成13年6月4日から15年3月31日まで、A社でアルバイトとして勤務したが、厚生年金保険被保険者記録では同年3月31日に資格喪失したことになっているため、同年3月分の国民年金保険料を納付した。しかし、同社から交付された資格喪失連絡票には、資格喪失日が同年4月1日と記載されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めるとともに、同年3月分の国民年金保険料を返還してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に交付した健康保険厚生年金保険資格等取得（喪失）連絡票によると、申立人の資格喪失日が平成15年4月1日と記載されている。

しかし、申立人が保管している平成15年3月分の賃金明細書（4月18日支給）によると、退職月の給与からは、雇用保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、申立人が保管している平成15年分給与所得の源泉徴収票で確認できるA社に係る社会保険料控除額からも、同年3月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月から 36 年 11 月 1 日まで

私は、A社B支店において、アルバイトとして、同社に再雇用された昭和33年6月から37年1月11日まで継続して勤務していたが、33年6月から36年11月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査をして、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支店からの出向により勤務していたC社の同僚及びA社B支店の同僚が、「申立人はC社の売場で勤務していた。」と証言していること、及び申立人が提出したC社で撮影したA社B支店の制服を着用して写っている写真に昭和34年8月の印字があることから、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店は当時の資料を保管していないため申立人の厚生年金保険の取扱いについて不明であるとしており、当時の人事担当者は「当時、アルバイトは厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった。」と証言している。

また、申立人と同時期の昭和36年8月に資格取得をした複数の同僚はいずれも「34年にはアルバイトとして勤務しており、そのころは厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったが、途中、36年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と証言しており、オンライン記録によると、それぞれ同年8月1日に資格を取得していることが確認できることから、A社B支店ではアルバイトについては入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格取得の手続を励行していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と同一の資格取得日が記載されており、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年7月5日まで

私は、A社B支店で勤務していたが、工事が縮小になり、昭和24年11月末に解雇された。その後、C県で工事が始まり、25年4月から再度、同社D支店で採用されて勤務し、異動により、E県の現場（F支店）において勤務している途中で現場雇員から社員となり、51年3月31日まで継続して勤務した。

しかし、私の年金記録は、昭和25年4月1日から27年7月5日までの期間が空白となっている。申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人の経歴書によれば、申立人は同社B支店を昭和24年9月3日に解雇となった後、25年2月25日に同社D支店勤務（現場雇員）、27年3月15日に同社F支店へ転勤と記載されていること、及び同僚も申立人が勤務していたことを証言していることから、申立人が申立期間において同社D支店及び同社F支店に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「賃金台帳などの申立期間の給与からの厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保管しておらず、経歴書によれば、当該期間は申立人の資格は現場雇員であり、当時、現場雇員の厚生年金保険の取扱いについては、それぞれの現場責任者に任されていたと思われ、被保険者資格を取得させている場合と取得させていない場合があった。」と回答している。

また、申立人と同じ昭和27年にA社G支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、申立人と同じ現場雇員であったと考えられる複数の同僚には、厚生年金保険被保険者記録が一部期間無い者もあり、当該複数の同

僚は、「現場従業員として勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」、「現場従業員の厚生年金保険被保険者の資格取得は、現場支店長の裁量だった。」と回答しており、A社の回答と符合している。

さらに、A社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番も無い上、申立人が申立期間に勤務していた同社同支店を管轄していた同社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の名前は確認できない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳の記録によれば、申立人のA社G支店における昭和23年6月1日から24年12月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記号番号と、27年7月5日から37年12月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、別の記号番号であり、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の申立人の資格取得日は、いずれの記録も27年7月5日であるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号の払出時期も同年7月であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月18日から36年10月1日まで

私は、昭和34年3月10日からA社に勤務した。その後、B社C支店に35年12月に転籍となり37年2月16日まで同社に勤務した。私の厚生年金保険の記録が、35年12月18日から36年10月1日まで無いことに納得ができない。調査をして被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社C支店の同僚が「申立人を覚えている。A社からB社C支店へ一緒に移って勤務した。」と証言していることから、申立人は同社同支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社C支店は、「申立期間の在籍記録及び厚生年金保険被保険者の資格取得に係る記録は確認できず、不明である。期間はまちまちだが、通常、試用期間があった。試用期間は厚生年金保険被保険者の資格を取得していない可能性がある。」と回答している上、申立人のほかの同僚は、「B社C支店には試用期間があり、その後、試験を受けて正社員となった。その間は厚生年金保険被保険者の資格を取得していないと思う。」と証言している。

また、申立人と同様にA社からB社C支店へ異動した複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録について、申立人とほぼ同じ期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、B社C支店に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格取得年月日が昭和36年10月1日と記載されているとともに、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から同年5月1日まで

私は昭和52年4月から53年3月までA大学で非常勤職員として勤務しており、この期間は厚生年金保険の被保険者記録がある。その後、同年4月から1年間、B大学で勤務した。同大学において同年5月に助手（正規職員）として採用されてからは私立学校教職員共済制度の加入者記録はあるが、同年4月の1か月は年金記録が無い。

私は、申立期間について、A大学での厚生年金保険の被保険者期間をB大学でも継続していたと記憶しているので、調査をして厚生年金保険の被保険者として認めほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が「A大学の指示により、昭和53年4月1日からB大学で非常勤職員として勤務した。」としているところ、A大学が保管する人事記録により、申立人は、同大学に52年4月1日から53年3月30日まで勤務した後、B大学に同年4月1日から同年4月30日までは非常勤職員として、同年5月1日から54年3月31日までは助手として勤務していたことが確認できる。

しかし、B大学は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、同大学は、「申立期間の賃金台帳は保管していないものの、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料を給与から控除することは無い。」と回答している。

また、B大学は、常勤の正規職員は私立学校教職員共済制度に加入することになるが、申立期間当時の非常勤職員の同共済制度への加入については不明としており、同大学における申立人の同僚として確認できる者は、常勤の正規職員であり、当時の非常勤職員の同共済制度への加入については分からないとし

ている。

さらに、申立人は、A大学における厚生年金保険の被保険者期間が申立期間も継続していたと主張するが、同大学が保管する社会保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和52年4月1日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53年4月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、この記録は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

加えて、A大学の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、申立期間に申立人とみられる記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 4 日から 37 年 1 月 20 日まで

私は、申立期間について、A社での勤務期間に係る脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格者14人の記録を確認したところ、7人に支給記録があり、そのうち6人については資格喪失日から5か月以内に支給決定されており、かつ、このうちの複数の同僚は、「脱退手当金の請求手続は、会社が代理でしてくれた。」旨証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき同社による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和37年6月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 4 日から 35 年 8 月 21 日まで

私はA社を退職する時には、次の会社に就職が決まっており、当時は、脱退手当金の制度も知らなかった。同社から退職金ももらっておらず、脱退手当金をもらった記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前3ページ及び後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年8月21日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性46人の支給記録を調査したところ、32人について支給記録が確認でき、うち17人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされており、かつ、厚生年金保険被保険者資格喪失日が近接している同僚の中には、脱退手当金支給決定日が同一の者も認められる上、複数の同僚が、脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれたと回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の3回の被保険者期間とは別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の算定のため必要となる標準報酬月

額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年12月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 2 日から 33 年 4 月 26 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 12 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

ねんきん特別便を確認したところ、脱退手当金が支給された記録となっていることが分かったが、受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年5月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月 1 日から44年 2 月21日まで

私は、申立期間について脱退手当金を受給したこととされているが、脱退手当金の請求手続をした記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定何が現存しており、申立人の脱退手当金について申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から11日後の昭和44年 3 月 4 日に裁定請求書が受付され、同年 3 月14日に脱退手当金が支給決定されていることが認められるほか、裁定請求書には、申立期間に係る A 社作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3048

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月15日から30年10月6日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みと言われた。しかし、脱退手当金の請求手続を行った記憶も受け取った記憶も無く納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年10月6日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす45人の支給記録を確認したところ、23人について支給記録が確認でき、そのうち21人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされているとともに、申立人と同日に資格喪失した者は支給決定日も同日となっているなど、同一資格喪失日の者で同一支給決定日の者が多数見受けられる上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年11月28日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 14 日から 33 年 1 月 1 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したことにされているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 33 年 7 月 11 日に支給決定されているなど、申立期間については一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和 47 年 10 月まで厚生年金保険の被保険者期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3050 (事案 812 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

前回の結果には納得できない。60 歳の時、年金の請求をしたところ、申立期間の被保険者期間と年金額を記入した厚生年金証書が送られてきた。その後、社会保険事務所(当時)から、脱退手当金を支給済みなので、年金証書を返却してほしいと言われ、年金証書を返却した。

しかし、脱退手当金は絶対受け取っていないので、再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和36年7月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「60歳の時、年金の請求をしたところ、申立期間の被保険者期間と年金額を記入した厚生年金証書が送られてきた。その後、社会保険事務所から、脱退手当金を支給済みなので、年金証書を返却してほしいと言われ、年金証書を返却した。しかし、脱退手当金は絶対受け取っていないので、再度調べてほしい。」と主張するが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。